

1 川 監 公 第 7 号

令和元年 1 2 月 1 0 日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 4 項及び第 7 項の規定により監査を行いましたので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員 寺 岡 章 二

同 植 村 京 子

同 嶋 崎 嘉 夫

同 沼 沢 和 明

1 監査の種別

定期（財務）監査

2 監査の対象

総務企画局、財政局、臨海部国際戦略本部

3 監査の範囲

平成30年度及び令和元年度の財務に関する事務の執行（必要に応じて他の年度も対象とした。）

4 監査の期間

令和元年9月2日から同年11月26日まで

5 監査の方法

収入、支出、契約、財産管理に関する事務等が適正かつ効率的に執行されているかについて、抽出により関係書類の審査及び現地調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

6 監査の結果

監査の結果、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり改善措置を要する事項があった。

財務関係法令等に基づき手続を適正に行われたい。

（1）戻入未済に係る債権管理を適正に行うべきもの

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第159条によると、歳出の誤払いがあったときは、収入の手続の例により、これを当該支出した経費に戻入することとされている。また、同施行令第160条によると、当該戻入金で出納閉鎖後に係るものについては、現年度の歳入とすることとされている。

給与の支出に係る戻入金をみたところ、出納閉鎖後に係る戻入未済分について、現年度の調定を行っていない事例があった。

戻入未済に係る債権管理を適正に行われたい。

(総務企画局人事部総務事務センター)

(2) 支出事務を適正に行うべきもの

川崎市金銭会計規則（昭和39年規則第31号）第80条によると、支出命令者は請求者が正当な債権者であること等について調査し、適正と認めたときは、速やかに支出命令書を作成し、手続を行うこととされている。

雑誌の購入に係る支出をみたところ、既に支出が完了し市の債務がなくなっていた案件について、再度支出していた事例があった。

支出事務を適正に行われたい。

(総務企画局シティプロモーション推進室)

(3) 予算執行伺等の手続を適正に行うべきもの

川崎市予算及び決算規則（平成7年規則第10号）第23条第1項によると、歳出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行伺を作成し、決裁を受けなければならないとされている。また、同規則第25条によると、支出負担行為として整理する時期が定められている。しかしながら、相当長期間（6か月以上）にわたり予算執行伺等を作成していない事例があった。

予算執行伺等の手続を適正に行われたい。

(総務企画局危機管理室)

(4) 前渡金の精算事務を適正に行うべきもの

川崎市金銭会計規則第95条によると、前渡金管理者は、毎月必要とする前渡金にあつては翌月7日までに、その他のものにあつてはその用件終了後7日以内に前渡金精算書を作成し、領収書その他の証拠書類とともに速やかに会計管理者等に提出しなければならないとされている。

前渡金口座をみたところ、給与計算後に減額を要することが判明した事例において、減額分を除いて支出を行ったものの、それにより生じた残金の戻入処理を行っていない事例があった。

前渡金の精算事務を適正に行われたい。

(総務企画局人事部総務事務センター)

(5) その他改善を要するもの

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

これらのうちいくつかは従来から繰り返し発生している事例であり、財務関係法令等に基づき適正な事務手続を行うとともに、再発防止に努められたい。

ア 正確な額で費用負担を求めるべきもの

(ア) 人事評価システムの運用に伴う病院局の費用負担のうち、協定書により実際に作業を要した件数に応じた費用を請求すべき部分について、予算における見込件数により請求していた事例

(総務企画局人事部人事課)

(イ) 電子調達システム保守業務委託等に伴う上下水道局の費用負担について、協定書により前年度の入札件数に応じた費用を請求すべきところ、前々年度の入札件数に応じた費用を請求していた事例

(財政局資産管理部契約課)

(ウ) 川崎市優良業者表彰に伴う上下水道局の費用負担について、誤った表彰者数に基づいた算定により請求していた事例

(財政局資産管理部検査課)

イ 適正な所属年度により調定を行うべきもの

派遣職員に係る派遣先市町村からの旅費負担金収入について、調定すべき年度を誤っていた事例

(総務企画局危機管理室)

ウ 減免事務を適正に行うべきもの

固定資産税・都市計画税減免事務取扱要領に定められている減免申請管理台帳を作成していなかった事例

(財政局かわさき市税事務所資産税課)

エ 徴収猶予に係る事務を適正に行うべきもの

固定資産税・都市計画税の徴収猶予期間延長の決裁文書について、延長期間と延滞金の免除に係る記載に誤りがあった事例

(財政局みぞのくち市税事務所納税課)

オ 所得税の源泉徴収事務を適正に行うべきもの

個人事業主である公認会計士に対する委託料の支払いにおいて、所得税の源泉徴収を行っていなかった事例

(総務企画局行政改革マネジメント推進室)

カ 備品の管理を適正に行うべきもの

(ア) 不用の決定及び処分の決定を行わずに廃棄していた事例

(総務企画局情報管理部公文書館、危機管理室、財政局財政部資金課、臨海部国際戦略本部臨海部事業推進部)

(イ) 所在が不明となっていた事例

(財政局みぞのくち市税事務所市民税課、同こすぎ市税分室)

(ウ) 保管換えの手続を行っていなかった事例

(総務企画局シティプロモーション推進室、都市政策部企画調整課、危機管理室)

(エ) 職員が専用で使用する机を備品整理簿に登載していなかった事例

(財政局みぞのくち市税事務所こすぎ市税分室)

キ 消耗品の管理を適正に行うべきもの

(ア) 切手その他消耗品について、物品交付請求手続きを行っていなかったこと等により、消耗品出納簿と実際の数量が一致していなかった事例

(総務企画局総務部庶務課、臨海部国際戦略本部国際戦略推進部、同キングスカイフロントマネジメントセンター)

(イ) 消耗品出納簿に登載しなければならない消耗品について登載していなかった事例

(総務企画局人事部人事課、同職員厚生課、危機管理室)